

テレビ会議システム運用要領

- 第1条 この要領は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第13条第1項第1号の規定により、「EDQ テレビ会議システム」の運用について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 「EDQ テレビ会議システム」の機能については、テレビ会議システムを利用した学校教育活動を支援し、インターネットの教育活用を促進するものとする。
- 第3条 “EDU-QUAKEさが”運用要綱第2条第2項に該当する利用者および、その相手校（相手）は、本システムを利用することができる。
- 第4条 対象とする情報は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第3条の規定を適用する。
- 第5条 利用時間は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第4条の規定を適用する。
- 第6条 「EDQ テレビ会議システム」を利用しようとする者は、「EDQ テレビ会議システム利用の際の手続き」を参照して、Web上から仮申請を行い、その後、正式な申請（様式5-1）を行うものとする。
- 第7条 所長は、前条の申請内容を審査し適当と認めた場合は、これを承認する。また、所長が、特別に利用の必要を認めた場合、承認されることがある。
- 第8条 テレビ会議システムのユーザID及びパスワードの管理は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第7条の規定を適用する。
- 第9条 「EDQ テレビ会議システム」の運用に際しては、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第8条の規定を適用する。
- 第10条 「EDQ テレビ会議システム」のユーザIDの有効期間については、利用申請期間による。原則として2週間以内とするが、必要と所長が承認する場合は、承認した期間とする。

ただし、前条の規定に適用する項目に違反等があった場合は、無効とする場合もある。

附則

- この規程は、平成16年10月18日から施行する。

参考資料

“EDU-QUAKEさが”利用上の注意点について

本システムの利用にあたっては、次のことには特に留意してください。

1 アカウントの利用

本システムにおけるアカウントは、利用者を県内の「学校の教職員」、「社会教育機関の職員」、「教育行政機関の職員」、「教育研究機関の職員」、「その他センター所長が認めた者」のみとしており、対象とする情報は、「教育実践に関する情報」、「教育研究に関する情報」、「教育行政に関する情報」に限られます。例えば、メールアカウントをプライベートな情報送受信やネット上でのショッピング、オークション、懸賞、アンケート等々には利用しないようにお願いします。

2 情報の利用

当教育センターのWebページ上のデータの著作権は、著作権法および国際著作権条約の規定により保護されています。情報の利用にあたっては、次のことに注意が必要です。

- 当教育センターのWebページ上のデータの著作権は、佐賀県教育センターに帰属します。ただし、学校用ホームページや「教育のひろば・さが」内のWebサイトの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。

使用にあたっては、それぞれの著作権者の承諾を得ることが必要です。

- 電子メールや電子掲示板での個々の発言に対する著作権は、発言者にあります。発言者に無断で自分の発言として転載することは、著作権を侵害することになるので、使用にあたっては、発言者の承諾を得ることが必要です。

3 情報の発信

学校用ホームページや「教育のひろば・さが」の掲載に関しては、次のことに注意が必要です。

- 学校用ホームページや「教育のひろば・さが」等に他人の著作物（文章、絵画、写真、音楽等）を利用する場合には、著作権に十分配慮しなければなりません。したがって、他人の著作物を掲載する場合には、原則としてその著作権者から許諾を得る必要があります。

例えば、児童生徒が学校の授業時間に制作した作品等も、児童生徒の著作物だと考えられます。したがって、学校用ホームページや「教育のひろば・さが」に児童生徒の作品を利用する場合は、制作者の承認を得てから掲載する必要があります。

- 学習の様子を写した写真の中の児童生徒には、肖像権があります。したがって、保護者の承諾を得てから掲載する必要があります。さらに、承諾が得られても、氏名（フルネーム）の掲載、大写しの写真など個人を特定するような情報は掲載しないようにすべきです。写真は大写しにせず、しかも、正面から撮らないようにするなどの配慮が必要です。